

無人島体験事業における児童負傷事故に係る損害賠償請求事件について

1 事件番号

令和8年（ワ）第186号

2 原告

無人島体験事業参加者

3 被告

愛媛県（代表者 愛媛県知事） 外4名

4 主な請求の趣旨

被告らは連帯して、原告に対し349万9,360円及びこれに対する令和5年8月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5 請求の原因

原告は、同事業に参加中、下船時に船首と岸壁の間に足を挟む事故によりけがを負った。

- （1） 事業の主催者である県は、参加者が安全に体験事業を遂行できるよう、管理・監督する義務に違反した。
- （2） 事業には県の教職員が参加しており、児童生徒の安全を保護すべき注意義務に違反した。

6 第1回口頭弁論期日

期日 令和8年9月1日 午後2時

場所 松山地方裁判所31号法廷